東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年11月28日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年11月28日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 III:
 該当なし

 その他:
 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		圧力抑制室水排水系サージポンプ出口圧力計元弁において、弁棒と弁体の溶接部付近に腐食が認められたため、当該弁体と弁棒一式を交換。	GⅢ	
2		濃縮廃液配管洗浄温水入口元弁において、弁のシート部漏えいが認められたため、当該弁を点検・修 理。	GⅢ	
3		濃縮廃液・濃縮洗濯廃液タンク入口弁において、弁のシート部漏えいが認められたため、当該弁を点検・ 修理。	GⅢ	